

伊豆山復興まちづくり通信

熱海市まちづくり課 建築室広報誌

第3号
R4.8

被災されました皆様には、慣れない仮住まいでの生活に、大変なご苦勞をされていると存じ、心よりお見舞いを申し上げます。

今号では、8月上旬に開催された「警戒区域解除スケジュールと生活再建支援策についての説明会」についてお伝えします。

説明会の様子



R4.8.7 市役所



R4.8.8湯河原町防災センター

8/7(日)15:00～熱海市役所、8/8(月)15:00～湯河原町防災センター、8/9(火)19:00～熱海市役所の日程にて、被災された皆様を対象に、今後の市の方針などについての説明会を開催させていただきました。

説明の内容

■逢初川流域の安全性の確保について（国土交通省、静岡県）

国土交通省中部地方整備局から、上流で施工中の新設砂防堰堤の工事について、高さ13m、幅59mの堰堤が令和5年3月に完成予定との説明がありました。

静岡県からは、源頭部の不安定土砂の対応について、前土地所有者に措置命令の履行を求めていくことを基本とするが、命令に従わない場合は行政代執行により、県が土砂の現地からの撤去を、令和5年の出水期までに完了することを検討しているとの説明がありました。

■警戒区域の解除についての考え方とスケジュールについて（熱海市）

市長より、災害対策基本法第63条による警戒区域の解除の時期については、新設砂防堰堤の建設や逢初川源頭部の不安定土砂の撤去が完了し、安全性が確保された時点で国や県と協議した上で判断する。これらの工事が予定通り進んだ場合には、令和5年の夏の終わりまでには警戒区域を解除できるのではないかと考えるとの説明をいたしました。

ただし、解除と同時にすべての方がすぐに自宅へ戻れる状態になるのではなく、ライフラインの復旧、道路・河川の復旧、市が行う宅地整備の完了など、段階を経てそれぞれ戻ることのできる方たちがいらっしゃいます。

■生活再建支援について（熱海市）

市長より、生活再建支援策について、社会基盤整備、被災者の生活再建への支援、被災事業者への支援の3点について、方針の説明を行いました。

※詳細については決まりしだい、被災者の皆様へ改めてお知らせします。

復興まちづくりのイメージ



※この模型写真はイメージです。実際の施設配置や内容はこれから検討していきます。

赤ライン：警戒区域

灰色の箱：規制区域外の建物

白色の箱：修繕可能な建物

青色の箱：再建住宅

黄色の土地：宅地

緑色の土地：公園など

紫色の土地：集会場など

お問合せ先

熱海市まちづくり課 建築室
〒413-8550 熱海中央町1番1号

TEL 0557-86-6428
E-mail kenchiku@city.atami.shizuoka.jp